

に、国勢調査の内容を精査して、町として生活の実態に沿った例を示せるか、検討するなど県、国

と協議をし、正確な調査結果を得られるよう、調査の重要性を含め今後とも適正な調査を徹底する。



国勢調査の啓発ポスター

一般質問

**問** 山林所有者の町外流出が進むのではないかと懸念は持っている

**重森一宗議員**

高知おおとよ製材・数カ所でのバイオマス発電・ハウス燃料等によって、県内の木材とチップの増産が進んでいる。今後、本町においても山林の伐採が拡大すると予測されるが、森林組合・民間事業者が山林購入時に、やむなく木材だけでなく土地も含めて購入をしている。問題として伐採後の山地が町内で処分できず、町外に流出する事例が増えている。加えて家族間の登記において子供の住んでいる町外に流出している。このことは近い将来、本町の大半の所

**意見書**

地方財政の充実・強化を求める意見書

(賛成者・全員)

提出者

総務産業建設常任委員長

三谷幸一郎

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面している。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少するなかで、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことを、国会に対し要請するため意見書を提出するものである。



京橋からの風景

臨時教職員がいない状態では、これから先の代替教職員確保が大変危惧される。

子どもたちに教育を保障するためにも、県の施策である学力向上を図るためにも、「先生のいない教室」を未然に防ぐために、今こそ教職員の確保に対する緊急の取り組みを進めることを、高知県並びに高知県教育委員会に対し強く求め意見書を提出するものである。

「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書について  
(賛成者・全員)

提出者

教育民生常任委員長

藤丸 高德

高知県では今、教職員不足が深刻な問題である。病気休暇の代替教職員が配置されず、教頭先生が学級担任になって授業を行っている学校がある。学力向上対策等で支援員を配置する予定であったにもかかわらず、配置する人がいないという理由で未着任のまま、例えば別室での少人数指導や放課後の加力指導が出来ないままの学校もある。養護教諭として着任する人がいないので、隣接校の者に兼務発令をして日常の業務をこなしている学校もある。

これはすべて、臨時教職員が不足していることから生まれる事態である。こうした事例がすでに30校以上の学校で起こっている。該当する市町村教委では、対応に苦慮しているのが現実である。

高知県では1年間に約30人の教職員が病気休暇・産休等で現場から離れることが起こっている。年度の最初である1学期の時点でこれだけの

「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」の廃案を求める意見書  
(賛成5・反対 藤丸高德、重森一宗 都築正光、西村正尚)

提出者

前野 由和

賛成者

三谷幸一郎 渡辺 則夫

安倍政権は昨年7月1日、憲法が禁止してきた集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定をした。閣議決定自体が権力の暴走を縛る立憲主義をないがしろにするものとして憲法改正論者の中からも批判の声が沸き起こった。

安全保障法案の審議過程においても矛盾は大きくなるばかりである。

1972年の政府見解では現憲法下では集団的自衛権行使はできない

と断言している。

次に法的根拠としたのが「砂川判決」である。しかし砂川判決は憲法第9条第2項で戦力の不保持を謳っているのに米軍の存在は憲法違反ではないかと争われた裁判である。

一番の東京地方裁判の判決は憲法違反だとして基地反対闘争の被告を無罪となった。

米軍と日本政府は最高裁判所へ跳躍控訴した。アメリカ大使が裁判に圧力をかけて逆転有罪となった。日本の司法の独立を犯した裁判として無効な判決である。

その裁判でも集団的自衛権行使が憲法上許されるとの判断はされていない。国を守る固有の権利が国家には存在すると個別的自衛権については論じている。

当時、国の交戦権を放棄し戦力の不保持を明記した憲法の下で自国の防衛ではなく他国の防衛に加担協力する集団的自衛権など議論になる状況ではなかったのである。

日米政府からの介入圧力があって裁判の有効性が問われている事例を持ちだして、当時としてはおよそ議論になるはずのなかった集団的自衛権を含んだ判決だとこじつける手法には大きな疑問と批判の声が上がっている。

集団的自衛権は防衛という名を借りて、他国、特に弱小国に対する集

団制裁としての実態がほとんどである。イラク戦争は大量破壊兵器が開発されているとの脅威を理由とした。結果は何一つ見つからなかった。明らかなる侵略戦争であった。軍事力で破壊する行為が宗派のバランスを崩し泥沼化し混乱を極めていく状況を見ると軍事的介入が紛争解決の唯一の方法ではなくむしろ有害であることが実証された事例である。

自衛隊員を危険にさらし戦争の犠牲にすることは絶対にしてはならない。政権は将来徴兵制も視野に入れているようだが、子や孫たちを戦場に送ることを拒否する。

参議院の参考人質疑において与党推薦の参考人も含めて全員が安全保障法案は憲法違反だと断言した。憲法学者も弁護士会も宗教界も反対の声を上げている。どの世論調査を見ても反対の声が圧倒的に多数である。また、政府の法案についての説明は不十分と言う声が8割を超えている。日本国憲法は紛争を戦争にしないで解決をする道筋である。敗戦後70年、何百万の尊い命が犠牲になった歴史に真摯に向き合うことが今ほど要求されている時はない。戦後を70年で終わりにしてはならない。

説明不十分、憲法無視との疑問に答えていない法案は廃止にすることを強く求める。